随意契約理由書

件			名	西神・山手線自動放送装置点検整備
契	約の	相手	方	株式会社カンノ製作所 大阪営業所
根	拠	法	令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当

随意契約の理由

西神・山手線自動放送装置は、列車運行状況に応じて、各駅ホームに適切な自動放送(接近放送等)の制御、出力を行い列車が安全・確実に運行するための重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持しなければならない。

主な点検整備内容はUPSの点検整備である。そのUPSは自動放送装置を構成するシステムの一部であり、停電時においても自動放送装置への電力供給を継続するものである。点検整備作業ではシステムを構成する他機器に対する影響を考慮しなければならない。また、システム全体の健全性を判断するには、装置を開発・製作したメーカが独自に定めた基準による試験・調整が必要であり他のメーカでは技術的に不可能である。

上記業務の条件を満たすことができるのは、西神・山手線自動放送装置の開発・製作会社「株式会社カンノ製作所」だけである。

以上により上記業者と随意契約を行なう。

担 当 部 署 (問 合 せ 先)

交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区

(電話番号 791-6584)